

第 4 回御前崎市上下水道料金等審議会

説 明 資 料

令和 3 年 7 月 1 日

市民生活部 上下水道課

上水道事業について

1. 従量料金の決定

第3回の審議会において、料金体系4への選択がされたことにより、基本料金の金額と、従量料金制を逓増型とすることが決定しました。ただし、これまで示していた従量料金については、やや調整が可能であることから、ここでは以下の案を提示し、これまでの金額との違い、各口径に与える影響を考慮した中で、より良い案の選択ができればと思います。

なお、いずれの案も料金改定率45.6%を目指したものであることから、各案にて算定される料金収入は、いずれもほぼ同額となります。

追加案は以下のとおりです。

これまでの提示料金

口径 (m/m)	水量 (m ³)	従量料金 (円)		平均使用水量 (m ³)	水道料金 (円)
		税抜き	税込み		税込み
φ13	21～50	175.0	192.5	40	6,776
φ20				50	8,701
φ25	51～100	185.0	203.5	125	25,828
φ30				235	53,058
φ40	101～200	200.0	220.0	365	89,633
φ50				1,060	269,522
φ75	201～	225.0	247.5	1,480	393,382
φ100				7,980	2,030,116

案1

口径 (m/m)	水量 (m ³)	従量料金 (円)		平均使用水量 (m ³)	水道料金 (円)
		税抜き	税込み		税込み
φ13	21～50	170.0	187.0	40	6,666
φ20				50	8,536
φ25	51～100	182.0	200.2	125	25,580
φ30				235	53,251
φ40	101～200	203.0	223.3	365	90,541
φ50				1,060	274,252
φ75	201～	230.0	253.0	1,480	400,422
φ100				7,980	2,072,906

案2

口径 (m/m)	水量 (m ³)	従量料金 (円)		平均使用水量 (m ³)	水道料金 (円)
		税抜き	税込み		税込み
φ13	21~50	179.0	196.9	40	6,864
φ20				50	8,833
φ25	51~100	189.0	207.9	125	26,262
φ30				235	53,548
φ40	101~200	203.0	223.3	365	89,408
φ50				1,060	265,474
φ75	201~	220.0	242.0	1,480	387,024
φ100				7,980	1,988,008

なお、各案各期の料金表は次のとおりです。

案 1

(1) 第 1 期： 令和 4, 5, 6 年度料金表

2 月当たり

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量 (m ³)	従量料金 (円)	
	税抜き	税込 10%		税抜き	税込 10%
φ 13	2, 060	2, 266	21~50	142. 0	156. 2
φ 20	2, 140	2, 354			
φ 25	2, 540	2, 794	51~100	150. 0	165. 0
φ 30	3, 200	3, 520			
φ 40	4, 420	4, 862	101~200	159. 0	174. 9
φ 50	6, 680	7, 348			
φ 75	12, 260	13, 486	201~	170. 0	187. 0
φ 100	20, 140	22, 154			

(2) 第 2 期： 令和 7, 8, 9 年度料金表

2 月当たり

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量 (m ³)	従量料金 (円)	
	税抜き	税込 10%		税抜き	税込 10%
φ 13	2, 360	2, 596	21~50	156. 0	171. 6
φ 20	2, 400	2, 640			
φ 25	3, 260	3, 586	51~100	166. 0	182. 6
φ 30	4, 540	4, 994			
φ 40	7, 160	7, 876	101~200	181. 0	199. 1
φ 50	11, 900	13, 090			
φ 75	23, 820	26, 202	201~	201. 0	221. 1
φ 100	40, 580	44, 638			

(3) 第 3 期： 令和 10, 11, 12 年度料金表

2 月当たり

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量 (m ³)	従量料金 (円)	
	税抜き	税込 10%		税抜き	税込 10%
φ 13	2, 660	2, 926	21~50	170. 0	187. 0
φ 20	2, 660	2, 926			
φ 25	3, 980	4, 378	51~100	182. 0	200. 2
φ 30	5, 860	6, 446			
φ 40	9, 860	10, 846	101~200	203. 0	223. 3
φ 50	17, 020	18, 722			
φ 75	35, 120	38, 632	201~	230. 0	253. 0
φ 100	60, 560	66, 616			

案 2

(1) 第 1 期： 令和 4, 5, 6 年度料金表

2 月当たり

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量 (m ³)	従量料金 (円)	
	税抜き	税込 10%		税抜き	税込 10%
φ 13	2,060	2,266	21~50	145.0	159.5
φ 20	2,140	2,354			
φ 25	2,540	2,794	51~100	152.0	167.2
φ 30	3,200	3,520			
φ 40	4,420	4,862	101~200	159.0	174.9
φ 50	6,680	7,348			
φ 75	12,260	13,486	201~	167.0	183.7
φ 100	20,140	22,154			

(2) 第 2 期： 令和 7, 8, 9 年度料金表

2 月当たり

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量 (m ³)	従量料金 (円)	
	税抜き	税込 10%		税抜き	税込 10%
φ 13	2,360	2,596	21~50	162.0	178.2
φ 20	2,400	2,640			
φ 25	3,260	3,586	51~100	171.0	188.1
φ 30	4,540	4,994			
φ 40	7,160	7,876	101~200	181.0	199.1
φ 50	11,900	13,090			
φ 75	23,820	26,202	201~	194.0	213.4
φ 100	40,580	44,638			

(3) 第 3 期： 令和 10, 11, 12 年度料金表

2 月当たり

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量 (m ³)	従量料金 (円)	
	税抜き	税込 10%		税抜き	税込 10%
φ 13	2,660	2,926	21~50	179.0	196.9
φ 20	2,660	2,926			
φ 25	3,980	4,378	51~100	189.0	207.9
φ 30	5,860	6,446			
φ 40	9,860	10,846	101~200	203.0	223.3
φ 50	17,020	18,722			
φ 75	35,120	38,632	201~	220.0	242.0
φ 100	60,560	66,616			

2. 船舶給水、臨時給水

現在市では、御前崎港に寄港する船舶を対象とした船舶給水、そして期間が限られる工事等を対象とした臨時給水を、一般の料金体系とは別の定額料金制にて行っています。現在の各給水料金は以下のとおりです。

種 別	現行 (円/m ³ : 税込み)
船舶給水	242.0
臨 時	170.5

ただし、上記料金の設定根拠が現行の料金体系に基づいていることから、今回の料金改定では、総括原価を当該期間に見込まれる有収水量で割った単価の設定を行い、これを新たな料金として採用します。

なお、これらの改定には緩和措置の必要性が認められないことから、段階的な改定は行わないものとし、また、船舶給水と臨時給水に関わる経費に差が認められないことから、今改定より同額とします。

種 別	改定後 (円/m ³ : 税込み)
船舶給水	295.0
臨 時	

参考：過去5年間の使用水量実績値（船舶給水、臨時）（単位：m³）

年度 種別	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
船舶給水	3,724	3,814	4,669	5,129	4,667
臨 時	197	261	0	64	0

3. 加入金について

加入金とは、給水装置の新設、増径工事の実施に際し、当該工事申込者（新規加入者）から一時金として徴収する負担額を指します。

本来、加入金の制度は、主に水道施設の拡張に要する費用の一部を、新規の利用者に求めるためのもので、現在でも多くの事業者にて導入されています。

現在の口径別加入金は以下のとおりです。

口径 (mm)	加入金 (円：税込み)
13	44,000
20	55,000
25	66,000
30	88,000
40	132,000
50	220,000
75	440,000
100	660,000
船舶給水	0
臨時	当該口径別加入金の 1/2

加入金の主目的は、新旧需要者間の負担の公平、原因者の適正負担、水道需要の抑制等が挙げられますが、水需要が減少傾向にある昨今においては、水道需要抑制の目的は、現状に合わないものとなっています。

ただし、新旧需要者間の負担の公平に関しては、一定の役割を今後も果たすものと考えられ、また、加入金による収益は、昨今減少傾向にあるものの貴重な施設整備の財源となっていることから、当該制度は存続させる必要があると考えています。

そこで今後は、一般利用者の加入金徴収の目的を新旧需要者間の負担の公平としたうえで、今までの施設整備にて発行された企業債の償還元金 20%から 30%程度を対象経費とし、これを量水器口径の断面積比による配分により 1 件当たりの加入金の算定を行うものとします。算定結果は以下のとおりです。

(単位：円 税込み)

口径(mm)	現行	改定後	掛川市	菊川市	牧之原市
13	44,000	44,000	22,000	44,000	44,000
20	55,000	※44,000	33,000	44,000	66,000
25	66,000	66,000	66,000	88,000	88,000
30	88,000	99,000	132,000	88,000	132,000
40	132,000	176,000	220,000	132,000	264,000
50	220,000	264,000	330,000	132,000	440,000
75	440,000	451,000	550,000	330,000	1,298,000
100	660,000	814,000	880,000	550,000	2,574,000
船舶給水	0	0	—	—	—
臨時	当該口径別加入金の1/2	0	—	—	—

※13mm及び20mmは、料金の設定においても同額としたことから、ここでも同額とします。

なお、いままで臨時給水の際は、使用口径に該当する加入金の2分の1を徴収していましたが、その利用目的はほとんどが一時的な工事によるものです。

臨時給水を対象とした加入金の主な目的は、原因者の適正負担となりますが、臨時給水の申請に要する事務手続き等の手間を考慮した場合、現状では加入金の必要性はかなり低いものと考えられ、今後もそうした状況は変化しないものと考えられます。

このため、今回の水道料金の改定より、臨時給水を対象とした加入金の負担は不要とします。

4. 料金改定スケジュールについて

今回の料金改定スケジュールは、計9年間に及ぶもので、水道料金算定要領に示されている3年から5年を基準とした料金算定期間と比べても、長期間のスケジュールであることがわかります。

水道料金算定要領では、長期の算定期間をとることは経済の推移、水需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することとなるため適当ではないとしています。

また、料金算定期間中であっても、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等、財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から、適時適正な料金改定が必要であるとしています。

今回の改定スケジュールは、急激な値上げによる一般市民の皆様への影響を緩和することを目的とした段階値上げの要素を含んでいることから、結果的に長期間となることはやむを得ないものと考えていますが、期間内において財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、水道料金算定要領に示されている適時適正な料金改定により、財政基盤の強化を図りたいと考えています。

5. 協議事項

- 1) 従量料金について
どの案を採用するのか。

- 2) 船舶給水、臨時給水の料金体系について
案のとおりでよろしいか。

- 3) 加入金について
改定した方がよろしいか。

下水道事業について

1. 総務省が示す使用料単価について

総務省は、「平成 17 年 1 月 21 日全国財政課長・市町村課長合同会議資料」において、下水道使用料の適正化に関して以下の 2 つの考え方を参考として示しています。

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が 176 円/㎡（家庭用使用料 2,119 円/20 ㎡・月）（H15 決算値）であること及び個別処理浄化槽の使用料単価が 135 円/㎡（家庭用使用料 3,075 円/20 ㎡・月）（H15 決算値）であること等にかんがみ、まずは使用料単価を 150 円/㎡（家庭用使用料 3,000 円/20 ㎡・月）に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が 150 円/㎡を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

使用料単価 150 円/㎡に引き上げることが示された理由は、平成 15 年度の地方公営企業決算状況調査における以下の結果に基づくものです。

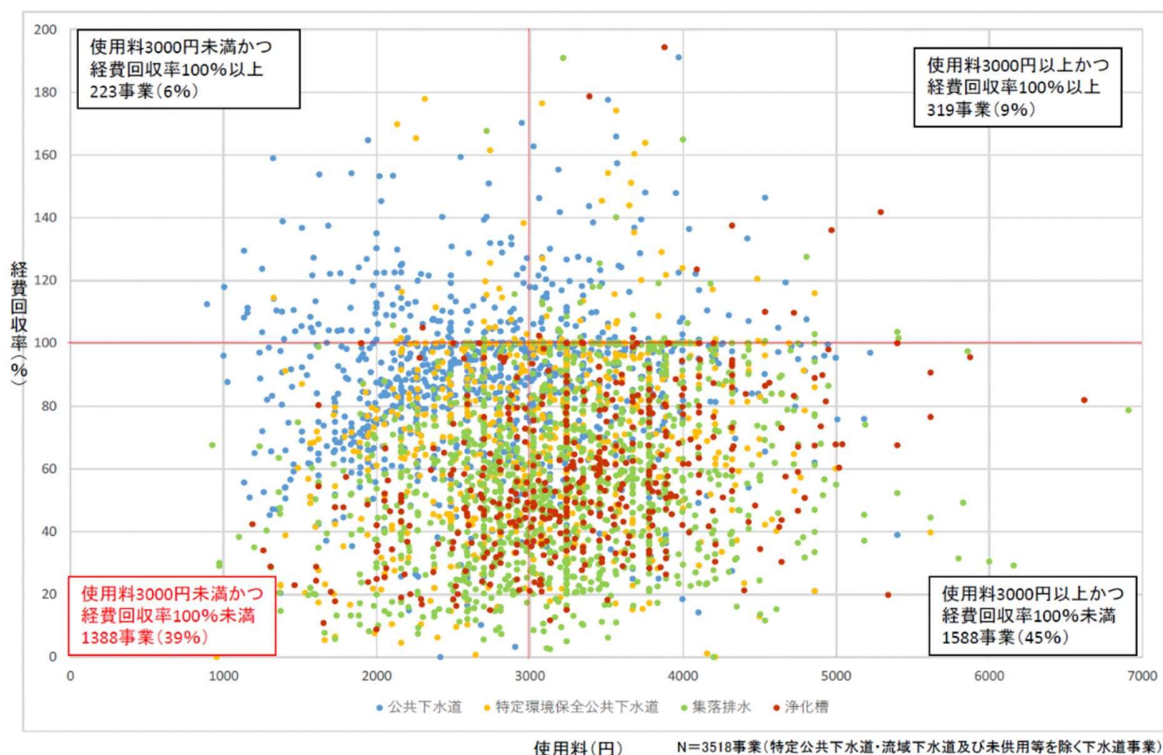
- ・使用料単価 150 円/㎡未満の事業が 3,521 事業のうち 46%（1,635 事業）を占めており、そのうち、1,386 事業が経費回収率 100%未満であったこと
- ・使用料単価 150 円/㎡以上である 1,886 事業のうち、経費回収率が 100%に満たない事業は、1,599 事業であり、使用料単価 150 円/㎡以上、かつ、経費回収率 100%以上の事業は 287 事業で全体のわずか 8%であったこと

出所：総務省：「資料 4 下水道使用料について」P5 より一部引用及びトーマツが分析

平成 17 年に下水道使用料の適正化に関しての考え方が示されて以降、各団体では上下水道料金や各種公共料金の引き上げを行った結果、平成 29 年度時点で、水道使用料平均は 3,219 円、下水道使用料（家庭用）平均は 3,041 円となりました。一方、地方交付税措置(※)の要件となる 3,000 円（月/20 ㎡）については据え置きとなっております。そのため、継続して使用料単価を 150 円/㎡（家庭用使用料 3,000 円/20 ㎡・月）の水準まで引き上げることが求められています。

出所：総務省：「資料 4 下水道使用料について」P2 より一部引用

表 1-1 平成 15 年度 下水道事業における使用料水準と経費回収率の分布



出所：総務省：「資料 4 下水道使用料について」P5 より

2. 経営戦略策定による使用料単価改定の検討

総務省は平成 28 年 1 月 26 日に各地方公共団体に対して『「経営戦略」の策定推進について』を通知し、「経営戦略」の策定に適切に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化に努められるようお願いしております。経営戦略の策定に要する経費については、平成 28 年度から平成 32（令和 2）年度（平成 31 年度の通知により延長）までの間、特別交付税措置が講じることとなりました。そのため、実質平成 32（令和 2）年度末迄に、経営戦略の策定が求められることとなりました。

また、下水道事業については『高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置を講じるに当たっては、平成 29 年度から「経営戦略」の策定を要件とする』と記載があり、前述した使用料単価を 150 円/m³の水準まで値上げを求めています。

本市では令和 2 年度に令和 3 年度～令和 12 年度を計画期間とする経営戦略を策定しており、計画期間内で使用料単価 150 円/m³となるよう、計画しています。

3. 下水道使用者の概要

本市の下水道使用者（令和2年度）における概要は表3-1の通りです。

13口径・20口径における20m³以下の少量使用者件数（調定件数）は全体の約30%を占めています。13口径・20口径における20m³以下の中で最も多い区画は～5m³以下であり、少量使用者の約30%を占めます。少量使用者のうち、0～10m³の使用者割合は約52%、0～15m³は約76%となっています。

使用料金も同様の傾向となっており、13口径・20口径における20m³以下の中で～5m³以下が約29%、0～10m³の使用者割合は約51%、0～15m³は約76%となっています。

上述のとおり、13口径・20口径における20m³以下の使用割合は、5m³以下の割合がやや高いものの、ほぼ4均等になっております。

表3-1 下水道使用者の概要（令和2年度）

▼調定件数										単位：件	
区分	水量区分	13口径			20口径			総計			
		件数	少量利用者に占める割合	全体に占める割合	件数	少量利用者に占める割合	全体に占める割合	件数	少量利用者に占める割合	全体に占める割合	
少量使用者	5m ³ 以下	3,948	29.8%	8.9%	476	38.4%	6.8%	4,424	30.5%	5.7%	
	6～10m ³	2,857	21.6%	6.5%	230	18.6%	3.3%	3,087	21.3%	4.0%	
	11～15m ³	3,288	24.8%	7.4%	276	22.3%	3.9%	3,564	24.6%	4.6%	
	16～20m ³	3,162	23.9%	7.2%	256	20.7%	3.7%	3,418	23.6%	4.4%	
	小計	13,255	100.0%	30.0%	1,238	100.0%	17.7%	14,493	100.0%	18.7%	
少量使用者以外	21～50m ³ 以下	18,074	—	40.9%	1,755	—	25.1%	19,829	—	25.5%	
	51～100m ³ 以下	11,264	—	25.5%	1,178	—	16.8%	12,442	—	16.0%	
	101～200m ³ 以下	1,535	—	3.5%	293	—	4.2%	1,828	—	2.4%	
	200m ³ 以上	22	—	0.0%	56	—	0.8%	78	—	0.1%	
	小計	30,895	—	70.0%	5,758	—	82.3%	63,163	—	81.3%	
総計	44,150	—	100.0%	6,996	—	100.0%	77,656	—	100.0%		

▼使用料金（税抜）										単位：円	
区分	水量区分	13口径			20口径			総計			
		件数	少量利用者に占める割合	全体に占める割合	件数	少量利用者に占める割合	全体に占める割合	件数	少量利用者に占める割合	全体に占める割合	
5m ³ 以下、6～10m ³ 、11～15m ³ 、16～20m ³ の4区分でほぼ均等になっています											
少量使用者	5m ³ 以下	5,795,200	28.1%	3.9%	694,400	36.4%	3.1%	6,489,600	28.8%	3.1%	
	6～10m ³	4,536,240	22.0%	3.1%	364,000	19.1%	1.6%	4,900,240	21.7%	2.3%	
	11～15m ³	5,248,400	25.4%	3.6%	439,760	23.0%	2.0%	5,688,160	25.2%	2.7%	
	16～20m ³	5,058,480	24.5%	3.4%	410,000	21.5%	1.9%	5,468,480	24.3%	2.6%	
	小計	20,638,320	100.0%	14.0%	1,908,160	100.0%	8.6%	22,546,480	100.0%	10.7%	
少量使用者以外	21～50m ³ 以下	50,574,520	—	34.2%	4,988,320	—	22.6%	55,562,840	—	26.3%	
	51～100m ³ 以下	61,183,520	—	41.4%	6,517,120	—	29.5%	67,700,640	—	32.1%	
	101～200m ³ 以下	14,878,160	—	10.1%	2,954,880	—	13.4%	17,833,040	—	8.4%	
	200m ³ 以上	446,880	—	0.3%	1,927,040	—	8.7%	2,373,920	—	1.1%	
	小計	127,083,080	—	86.0%	20,203,680	—	91.4%	188,563,400	—	89.3%	
総計	147,721,400	—	100.0%	22,111,840	—	100.0%	211,109,880	—	100.0%		

表3-2 下水道使用者の概要（令和2年度）※第三回審議会資料 表3-1再掲

▼調定件数											単位：件
水量区分	13口径	20口径	25口径	30口径	40口径	50口径	75口径	100口径	口径なし	総計	
20m以下	13,255	1,238	132	107	41	8	6			14,787	
21~50m以下	18,074	1,755	119	67	37	29	4		1	20,086	
51~100m以下	11,264	1,178	70	48	41	20	1	2	169	12,793	
101~200m以下	1,535	293	58	59	64	41	1	4		2,055	
200m以上	22	56	116	48	105	126	24	6		503	
総計	44,150	4,520	495	329	288	224	36	12	170	50,224	

▼使用料金（税抜）											単位：円
水量区分	13口径	20口径	25口径	30口径	40口径	50口径	75口径	100口径	口径なし	総計	
20m以下	20,638,320	1,908,160	209,600	171,200	64,800	12,800	9,600			23,014,480	
21~50m以下	50,574,520	4,988,320	305,120	177,920	104,480	83,040	9,760		2,400	56,245,560	
51~100m以下	61,183,520	6,517,120	418,320	291,040	237,440	109,200	7,360	15,200	811,200	69,590,400	
101~200m以下	14,878,160	2,954,880	620,080	675,680	731,440	498,560	11,120	48,240		20,418,160	
200m以上	446,880	1,927,040	6,089,360	2,172,960	4,625,920	18,239,680	5,247,840	145,920		38,895,600	
総計	147,721,400	18,295,520	7,642,480	3,488,800	5,764,080	18,943,280	5,285,680	209,360	813,600	208,164,200	

4. 下水使用料体系の算定条件（150円 ver.）

(1) 使用料算定期間 ※第三回審議会資料 P6 再掲

下水道使用料算定の基本的考え方では、使用料算定期間は一般的に3年から5年程度が適当であると記載されています。一方、総務省から使用料単価を150円/m³に引き上げることが示されていることから、現状(88円/m³)に対し大幅な単価改定が必要となり、急激な使用者の負担増加が予想されます。

そのため、緩和措置として段階的な使用料の値上げを検討しており、具体的には使用料単価を令和4年に120円/m³、令和7年に150円/m³とすることを想定しています。総務省から示されている使用料単価150円/m³を最終改定目標とし、改定率・使用料体系案を検討します。

(2) 使用料改定率の設定 ※第三回審議会資料 P6 再掲

第二回委員会で述べたように、本市は一般会計繰入金に過度に依存した不健全な経営状況であり、将来的な経営改善は見込めない状況となっています。

一方「下水道使用料算定の基本的考え方」において、下水道事業は「独立採算」で運営していくことを原則とし、使用料対象経費を使用料収入のみで賄うこととしています。しかし、前述の通り不健全な経営状況である本市において、基本的な考え方(=使用料対象経費を使用料収入のみで賄うこと)に基づいて使用料単価を算出した場合、使用料改定率は174%となり、現実的には実現が非常に困難であると考えます。

そのため、使用料対象経費を使用料収入のみで賄えないものの、総務省が求める使用料単価150円/m³となるよう使用料改定率を設定します。なお、使用料単価を150円/m³に設定した場合、使用料改定率は71%となります。

表4-2-1 使用料改定率の設定 ※第三回審議会資料 表6-2-1 再掲

案	考え方	改定率	設定理由
①	下水道使用料算定の基本的考え方	174%	<ul style="list-style-type: none"> 使用料対象経費を使用料収入のみで賄える改定率 (=経費回収率100%、一般会計からの繰入金を0とする)
②	使用料単価150円/㎡とする	71%	<ul style="list-style-type: none"> 経費回収率66%程度となる改定率で、受益者の負担を一定程度考慮 経費回収率100%の達成はしないが、総務省が求める使用料単価水準まで引き上げる

(3) シミュレーション条件の設定

第三回審議会では、シミュレーション案として、シミュレーション①～シミュレーション⑤の5案を提示させていただきました。5案の中で、委員の皆様から支持を得られた、以下のシミュレーション③の考え方を前提として、今回新たにシミュレーションを実施いたしました。

なお、上述のとおり、緩和措置として段階的な使用料の値上げを検討していることから、150円/㎡に値上げした場合と120円/㎡に値上げした場合の両方のシミュレーション結果を提示いたします。

※第三回審議会資料 P8 再掲

シミュレーション③：単一型から逓増型へ移行し、ボリュームゾーン(21~100㎡)の使用者負担を増加させる -基本使用料単価 71%、従量使用料単価 47~92%改定

検討項目	考え方
① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	割合は現行とほぼ同一水準 (基本使用料：従量使用料 = 40:60)
② 基本水量の設定	設定する (現行と同一)
③ 従量使用料の逓増度の設定	逓増型を採用 現行の従量使用料単価を段階的に 47~92%へ引き上げ
④ 従量使用料の水量区画の設定	0~20㎡、21~50㎡、51~100㎡、101~200㎡、201㎡~、の5区画設定
⑤ 用途別使用料の設定	設定しない (現行と同一)

また、全国の公共下水道事業における使用料体系の実態を把握するため、国土交通省はアンケートを実施(※)しており、その調査結果においては、基本使用料割合の平均が30.5%であったことから、基本使用料割合を30%とするシミュレーションも実施しています。

(※)https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/03_shiryoku2.pdf

上記考え方に沿って実施したシミュレーションは下記の通りです。

シミュレーション①：単一型から逓増型へ移行し、基本使用料割合を変えず、水量区画ごとに均一に増額させる

-基本使用料単価 71%、従量使用料単価 29～106%改定

検討項目	考え方
① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	割合は現行とほぼ同一水準 (基本使用料：従量使用料 = 40:60)
② 基本水量の設定	設定する(現行と同一)
③ 従量使用料の逓増度の設定	逓増型を採用 現行の従量使用料単価を段階的に 29～106%へ引き上げ
④ 従量使用料の水量区画の設定	0～20 m ³ 、21～50 m ³ 、51～100 m ³ 、101～200 m ³ 、201 m ³ ～、の 5 区画設定
⑤ 用途別使用料の設定	設定しない(現行と同一)

逓増型を採用し、水量区画ごとの値上げ額をほぼ同額(均一)にすることで、公平的な負担を求めます。

基本使用料は 71%改定とし、21 m³以上の使用については、現行の従量使用料単価を段階的に 29～106%へ引き上げるにより、使用量の増加に応じて負担が大きくなるように設定します(逓増型への移行)。

シミュレーション②：単一型から逓増型へ移行し、基本使用料割合を変えずに、ボリュームゾーンの使用負担を軽減させる

-基本使用料単価 71%、従量使用料単価 14～100%改定

検討項目	考え方
① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	割合は現行とほぼ同一水準 (基本使用料：従量使用料 = 40:60)
② 基本水量の設定	設定する(現行と同一)
③ 従量使用料の逓増度の設定	逓増型を採用 現行の従量使用料単価を段階的に 14～100%へ引き上げ
④ 従量使用料の水量区画の設定	0～20 m ³ 、21～50 m ³ 、51～100 m ³ 、101～200 m ³ 、201 m ³ ～、の 5 区画設定
⑤ 用途別使用料の設定	設定しない(現行と同一)

逓増型を採用し、ボリュームゾーン使用者(21～50 m³以下)の改定率を低くし、ボリュームゾーン使用者の負担を比較的軽減します。

基本使用料は 71%改定とし、21 m³以上の使用については、現行の従量使用料単価を段階的に 14～100%へ引き上げるにより、使用量の増加に応じて負担が大きくなるように設定します(逓増型への移行)。

シミュレーション③：単一型から逓増型へ移行し、基本使用料割合を減少させ、少量使用者・ポリュームゾーン 使用者(0~50 m³以下) 負担を軽減させる
-基本使用料単価 31%、従量使用料単価 35~129%改定

検討項目	考え方
⑥ 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	基本使用料割合を下げる (基本使用料：従量使用料 = 31:69)
⑦ 基本水量の設定	設定する (現行と同一)
⑧ 従量使用料の逓増度の設定	逓増型を採用 現行の従量使用料単価を段階的に 35~129%へ引き上げ
⑨ 従量使用料の水量区画の設定	0~20 m ³ 、21~50 m ³ 、51~100 m ³ 、101~200 m ³ 、201 m ³ ~、の 5 区画設定
⑩ 用途別使用料の設定	設定しない (現行と同一)

逓増型を採用し、基本使用料割合を低くし、ポリュームゾーン使用者の改定率も比較的 low することで、少量使用者(0~50 m³以下)の負担を軽減します。

基本使用料は 31%改定とし、21 m³以上の使用については、現行の従量使用料単価を段階的に 35~129%へ引き上げることにより、使用量の増加に応じて負担が大きくなるように設定します (逓増型への移行)。

シミュレーション④：単一型から逓減型へ移行し、基本使用料割合を減少させ、ポリュームゾーン使用者(21~50 m³) 負担を増加させる
-基本使用料単価 31%、従量使用料単価 76~126%改定

検討項目	考え方
① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	基本使用料割合を下げる (基本使用料：従量使用料 = 31:69)
② 基本水量の設定	設定する (現行と同一)
③ 従量使用料の逓増度の設定	逓減型を採用 従量使用料単価を段階的に引き下げ
④ 従量使用料の水量区画の設定	0~20 m ³ 、21~50 m ³ 、51~100 m ³ 、101~200 m ³ 、201 m ³ ~、の 5 区画設定
⑤ 用途別使用料の設定	設定しない (現行と同一)

基本使用料割合を低くすることで、使用者の負担を軽減します。一方、逓減型を採用し、ポリュームゾーン(21~50 m³) の改定率を高め、負担を増加させます。

基本使用料は 31%改定とし、21 m³以上の使用については、現行の従量使用料単価を段階的に 126~76%へ引き下げることにより、使用量の増加に応じて負担が小さくなるように設定します (逓減型への移行)。

5. 下水道使用料算定結果（150円 ver.）

各シミュレーションの使用料の体系は以下の通りです。

表 5-1 各シミュレーションの使用料体系

（2か月/税込）

▼現行の使用料体系 （基本使用料割合）38% （従量使用料割合）：62%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	1,600	1,760	-	21m ³ ~	80	88	-	1.0

(1) シミュレーション① （基本使用料割合）40% （従量使用料割合）：60%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	2,728	3,000	71%	21m ³ ~50m ³	103	113	29%	1.0
				51~100m ³ 以下	124	136	55%	1.2
				101~200m ³ 以下	145	159	81%	1.4
				200m ³ ~	165	181	106%	1.6

(2) シミュレーション② （基本使用料割合）40% （従量使用料割合）：60%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	2,728	3,000	71%	21m ³ ~50m ³	91	100	14%	1.0
				51~100m ³ 以下	135	148	69%	1.5
				101~200m ³ 以下	144	158	80%	1.6
				200m ³ ~	160	176	100%	1.8

(3) シミュレーション③ （基本使用料割合）31% （従量使用料割合）：69%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	2,100	2,310	31%	21m ³ ~50m ³	108	118	35%	1.0
				51~100m ³ 以下	153	168	91%	1.4
				101~200m ³ 以下	173	190	116%	1.6
				200m ³ ~	183	201	129%	1.7

(4) シミュレーション④ （基本使用料割合）31% （従量使用料割合）：69%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	2,100	2,310	31%	21m ³ ~50m ³	181	199	126%	1.0
				51~100m ³ 以下	164	180	105%	0.9
				101~200m ³ 以下	146	160	83%	0.8
				200m ³ ~	141	155	76%	0.8

水量に応じた下水道使用料は以下の通りです。

表 5-2 シミュレーション別下水道使用料と改定率

(2 か月使用/税込)

水量 (m ³)	下水道使用料(円/税込)									
	現行	Sim①		Sim②		Sim③		Sim④		
	金額	金額	改定率	金額	改定率	金額	改定率	金額	改定率	
20	1,760	3,000	70%	3,000	70%	2,310	31%	2,310	31%	
40	3,520	5,260	49%	5,000	42%	4,670	33%	6,290	79%	
50	4,400	6,390	45%	6,000	36%	5,850	33%	8,280	88%	
75	6,600	9,790	48%	9,700	47%	10,050	52%	12,780	94%	
100	8,800	13,190	50%	13,900	58%	14,250	62%	17,280	96%	
200	17,600	29,090	65%	29,700	69%	33,250	89%	33,280	89%	
300	26,400	47,190	79%	47,300	79%	53,350	102%	48,780	85%	

近隣団体との比較では、下水道使用料の水準を比較した結果、シミュレーション③が最も近隣団体の使用料体系に近いと考えられます。

表 5-3 近隣団体との下水道使用料比較

(2 か月使用/税込)

水量 (m ³)	下水道使用料(円/税込)								
	Sim③	島田市	磐田市	掛川市	袋井市	吉田町	森町	菊川市	近隣団体 平均金額
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
20	2,310	2,587	1,885	2,596	1,773	2,002	2,200	2,640	2,240
40	4,670	5,196	4,525	5,676	4,039	4,004	4,400	5,280	4,731
50	5,850	6,501	5,897	7,216	5,172	5,005	5,500	6,600	5,984
75	10,050	9,763	9,516	11,616	8,637	7,755	8,250	9,900	9,348
100	14,250	13,024	11,763	16,016	12,102	10,010	11,220	13,200	12,476
200	33,250	26,983	28,001	33,616	27,282	21,010	23,320	27,500	26,816
300	53,350	41,855	45,286	53,416	42,462	33,110	37,620	42,900	42,378

6. 下水使用料体系の算定条件（120 円 ver.）

(1) 使用料算定期間

使用料単価を令和 7 年に 150 円/m³とすることを見越し、令和 4 年に 120 円/m³とした場合の改定率・使用料体系案を提示します。

(2) 使用料改定率の設定

令和 7 年に使用料単価 150 円/m³とするべく、令和 4 年に使用料単価を 120 円/m³に設定した場合、使用料改定率は 37%となります。

表 6-2-1 使用料改定率の設定

案	考え方	改定率	設定理由
①	下水道使用料算定の基本的考え方	174%	• 使用料対象経費を使用料収入のみで賄える改定率 (=経費回収率100%、一般会計からの繰入金を0とする)
②	使用料単価150円/m ³ とする	71%	• 経費回収率66%程度となる改定率で、受益者の負担を一定程度考慮 • 経費回収率100%の達成はしないが、総務省が求める使用料単価水準まで引き上げる
③	使用料単価120円/m ³ とする	37%	• 経費回収率50%程度となる改定率で、受益者の負担を一定程度考慮

(3) シミュレーション条件の設定

使用料単価 150 円/m³のシミュレーションの前提と同様、第三回審議会にて提示したシミュレーション③（P6 参照）を前提にシミュレーションを実施します。

シミュレーション①：単一型から逓増型へ移行し、ボリュームゾーン(21~100 m³)の使用者負担を増加させる -基本使用料単価 36%、従量使用料単価 2~65%改定

検討項目	考え方
① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	割合は現行とほぼ同一水準 (基本使用料：従量使用料 = 40:60)
② 基本水量の設定	設定する (現行と同一)
③ 従量使用料の逓増度の設定	逓増型を採用 現行の従量使用料単価を段階的に 2~65%へ引き上げ
④ 従量使用料の水量区画の設定	0~20 m ³ 、21~50 m ³ 、51~100 m ³ 、101~200 m ³ 、201 m ³ ~、の 5 区画設定
⑤ 用途別使用料の設定	設定しない (現行と同一)

逓増型を採用し、水量区画ごとの値上げ額をほぼ同額 (均一) にすることで、公平な負担を求めます。

基本使用料は 36%改定とし、21 m³以上の使用については、現行の従量使用料単価を段階的に 2~65%へ引き上げることにより、使用量の増加に応じて負担が大きくなるように設定します (逓増型への移行)。

シミュレーション②：単一型から逓増型へ移行し、基本使用料割合を変えずに、ボリュームゾーン使用者負担を軽減させる

-基本使用料単価 36%、従量使用料単価▲10~60%改定

検討項目	考え方
① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	割合は現行とほぼ同一水準 (基本使用料：従量使用料 = 40:60)
② 基本水量の設定	設定する (現行と同一)
③ 従量使用料の逓増度の設定	逓増型を採用 現行の従量使用料単価を段階的に▲10~60%へ引き上げ
④ 従量使用料の水量区画の設定	0~20 m ³ 、21~50 m ³ 、51~100 m ³ 、101~200 m ³ 、201 m ³ ~、の 5 区画設定
⑤ 用途別使用料の設定	設定しない (現行と同一)

逓増型を採用し、ボリュームゾーン使用者(21~50 m³以下)の改定率を低くし、ボリュームゾーン使用者の負担を比較的軽減します。

基本使用料は 36%改定とし、21 m³以上の使用については、現行の従量使用料単価を段階的に▲10~60%へ引き上げることにより、使用量の増加に応じて負担が大きくなるように設定します (逓増型への移行)。

シミュレーション③：単一型から逓増型へ移行し、基本使用料割合を減少させ、少量使用者・ポリュームゾーン負担(0~50 m³以下)を軽減させる
-基本使用料単価 2%、従量使用料単価 13~85%改定

検討項目	考え方
① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	基本使用料割合を下げる (基本使用料：従量使用料 = 30:70)
② 基本水量の設定	設定する (現行と同一)
③ 従量使用料の逓増度の設定	逓増型を採用 現行の従量使用料単価を段階的に 13~85%へ引き上げ
④ 従量使用料の水量区画の設定	0~20 m ³ 、21~50 m ³ 、51~100 m ³ 、101~200 m ³ 、201 m ³ ~、の 5 区画設定
⑤ 用途別使用料の設定	設定しない (現行と同一)

逓増型を採用し、基本使用料割合を低くし、ポリュームゾーン使用者の改定率も比較的 low することで、少量使用者(0~50 m³以下)の負担を軽減します。

基本使用料は 2%改定とし、21 m³以上の使用については、現行の従量使用料単価を段階的に 13~85%へ引き上げることにより、使用量の増加に応じて負担が大きくなるように設定します (逓増型への移行)。

シミュレーション④：単一型から逓減型へ移行し、基本使用料割合を減少させ、ポリュームゾーン使用者(21~50 m³) 負担を増加させる
-基本使用料単価 2%、従量使用料単価 43~83%改定

検討項目	考え方
① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	基本使用料割合を下げる (基本使用料：従量使用料 = 30:70)
② 基本水量の設定	設定する (現行と同一)
③ 従量使用料の逓増度の設定	逓減型を採用 従量使用料単価を段階的に引き下げ
④ 従量使用料の水量区画の設定	0~20 m ³ 、21~50 m ³ 、51~100 m ³ 、101~200 m ³ 、201 m ³ ~、の 5 区画設定
⑤ 用途別使用料の設定	設定しない (現行と同一)

基本使用料割合を低くすることで、使用者の負担を軽減します。一方、逓減型を採用し、ポリュームゾーン(21~50 m³) の改定率を高め、負担を増加させます。

基本使用料は 2%改定とし、21 m³以上の使用については、従量使用料単価を段階的に 83~43%へ引き下げることにより、使用量の増加に応じて負担が小さくなるように設定します (逓減型への移行)。

7. 下水道使用料算定結果 (120 円 ver.)

各シミュレーションの使用料の体系は以下の通りです。

表 7-1 各シミュレーションの使用料体系

(2 か月/税込)

▼現行の使用料体系 (基本使用料割合)38% (従量使用料割合) : 62%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	1,600	1,760	-	21m ³ ~	80	88	-	1.0

(1) シミュレーション① (基本使用料割合)40% (従量使用料割合) : 60%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	2,182	2,400	36%	21m ³ ~50m ³	82	90	2%	1.0
				51~100m ³ 以下	99	109	24%	1.2
				101~200m ³ 以下	115	127	44%	1.4
				200m ³ ~	132	145	65%	1.6

(2) シミュレーション② (基本使用料割合)40% (従量使用料割合) : 60%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	2,182	2,400	36%	21m ³ ~50m ³	72	79	-10%	1.0
				51~100m ³ 以下	108	118	35%	1.5
				101~200m ³ 以下	115	126	44%	1.6
				200m ³ ~	128	140	60%	1.8

(3) シミュレーション③ (基本使用料割合)30% (従量使用料割合) : 70%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	1,640	1,804	2%	21m ³ ~50m ³	90	99	13%	1.0
				51~100m ³ 以下	121	133	51%	1.3
				101~200m ³ 以下	140	154	75%	1.6
				200m ³ ~	148	162	85%	1.6

(4) シミュレーション④ (基本使用料割合)30% (従量使用料割合) : 70%

水量	基本使用料		改定率	水量	従量使用料単価		改定率	逓増度
	(税抜)	(税込)			(税抜)	(税込)		
~20m ³	1,640	1,804	2%	21m ³ ~50m ³	146	160	83%	1.0
				51~100m ³ 以下	132	145	65%	0.9
				101~200m ³ 以下	118	129	48%	0.8
				200m ³ ~	114	125	43%	0.8

水量に応じた下水道使用料は以下の通りです。

表 7-2 シミュレーション別下水道使用料と改定率

(2 か月使用/税込)

水量 (㎡)	下水道使用料(円/税込)									
	現行	Sim①		Sim②		Sim③		Sim④		
	金額	金額	改定率	金額	改定率	金額	改定率	金額	改定率	
20	1,760	2,400	36%	2,400	36%	1,804	2%	1,804	2%	
40	3,520	4,200	19%	3,980	13%	3,784	8%	5,004	42%	
50	4,400	5,100	16%	4,770	8%	4,774	9%	6,604	50%	
75	6,600	7,825	19%	7,720	17%	8,099	23%	10,229	55%	
100	8,800	10,550	20%	11,070	26%	11,424	30%	13,854	57%	
200	17,600	23,250	32%	23,670	34%	26,824	52%	26,754	52%	
300	26,400	37,750	43%	37,670	43%	43,024	63%	39,254	49%	

表 7-3 近隣団体との下水道使用料比較

120 円の改定だと近隣団体と比較して低水準の使用料体系であることが分かります。150 円改定時に最も近隣団体と近い数字であったシミュレーション③を比較すると下表の通りになります。

(2 か月使用/税込)

水量 (㎡)	下水道使用料(円/税込)									
	Sim③	島田市	磐田市	掛川市	袋井市	吉田町	森町	菊川市	近隣団体	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	平均金額	
20	1,804	2,587	1,885	2,596	1,773	2,002	2,200	2,640	2,240	
40	3,784	5,196	4,525	5,676	4,039	4,004	4,400	5,280	4,731	
50	4,774	6,501	5,897	7,216	5,172	5,005	5,500	6,600	5,984	
75	8,099	9,763	9,516	11,616	8,637	7,755	8,250	9,900	9,348	
100	11,424	13,024	11,763	16,016	12,102	10,010	11,220	13,200	12,476	
200	26,824	26,983	28,001	33,616	27,282	21,010	23,320	27,500	26,816	
300	43,024	41,855	45,286	53,416	42,462	33,110	37,620	42,900	42,378	

8. 協議事項

(1) 基本水量の設定について

基本水量 20 m³は継続で良いか

(2) 使用料シミュレーションについて

提示したシミュレーションのどの案にするか

収益的収支

年 度		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	196,929	280,359	278,795	279,809	349,555	348,458	347,089	345,750	344,385	343,033
	(1) 料 金 収 入	193,280	275,599	274,591	275,326	345,211	344,044	342,710	341,354	339,998	338,641
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	3,649	4,761	4,205	4,483	4,344	4,413	4,378	4,396	4,387	4,392
	2. 営 業 外 収 益	1,003,392	848,540	814,734	797,461	713,647	688,829	687,645	679,914	677,949	673,827
	(1) 補 助 金	420,420	312,983	302,580	304,594	232,039	215,868	220,875	213,638	212,550	210,063
	他 会 計 補 助 金	420,420	312,983	302,580	304,594	232,039	215,868	220,875	213,638	212,550	210,063
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	578,569	531,154	507,751	488,465	477,205	468,559	462,367	461,874	460,997	459,361
	(3) そ の 他	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403
	収 入 計 (C)	1,200,321	1,128,899	1,093,530	1,077,270	1,063,201	1,037,287	1,034,734	1,025,664	1,022,334	1,016,860
	支 出	1. 営 業 費 用	1,098,147	1,038,655	1,007,467	984,645	972,622	965,694	960,111	962,817	963,563
(1) 職 員 給 与 費		33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549
基 本 給		17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261
退 職 給 付 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288
(2) 経 費		302,042	305,156	303,599	304,377	303,988	304,183	304,086	304,134	304,110	304,122
動 力 費		25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545
修 繕 費		29,622	32,735	31,179	31,957	31,568	31,762	31,665	31,714	31,689	31,702
材 料 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875
(3) 減 価 償 却 費		762,556	699,950	670,319	646,719	635,084	627,962	622,476	625,134	625,904	625,449
2. 営 業 外 費 用		102,174	90,244	86,062	92,625	90,580	71,593	74,623	62,847	58,771	53,740
(1) 支 払 利 息	61,273	51,751	42,707	35,324	30,335	25,994	22,059	18,597	15,445	12,833	
(2) そ の 他	40,900	38,493	43,355	57,301	60,244	45,600	52,565	44,250	43,326	40,908	
支 出 計 (D)	1,200,321	1,128,899	1,093,530	1,077,270	1,063,201	1,037,287	1,034,734	1,025,664	1,022,334	1,016,860	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	
流 動 資 産 (J)	385,013	561,586	736,950	921,867	1,109,392	1,283,777	1,466,258	1,643,155	1,821,699	2,001,423	
う ち 未 収 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流 動 負 債 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 建 設 改 良 費 分											
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金											
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		196,929	280,359	278,795	279,809	349,555	348,458	347,089	345,750	344,385	343,033
地 方 財 政 法 に よ り (L) / (M) × 100 資 金 不 足 の 比 率 (N)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 消 可 能 資 金 不 足 額 (P)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		196,929	280,359	278,795	279,809	349,555	348,458	347,089	345,750	344,385	343,033
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

資本的収支

区 分		年 度	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
資本的 収 入	1. 企 業 債 償 還 金		57,730	42,775	70,375	146,650	163,050	82,400	123,050	75,000	75,000	75,000
	うち 資本 費 平 準 化 債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金		188,094	183,691	176,262	146,573	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962
	4. 他 会 計 負 担 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金		57,730	42,775	70,375	146,650	163,050	82,400	123,050	75,000	75,000	75,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	9. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)		306,554	272,241	320,012	442,873	460,754	291,337	363,744	255,318	245,017	232,962
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)		306,554	272,241	320,012	442,873	460,754	291,337	363,744	255,318	245,017	232,962
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費		115,460	85,550	140,750	293,300	326,100	164,800	246,100	150,000	150,000	150,000
	うち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金		379,187	370,383	355,523	296,146	266,309	250,073	232,289	207,636	187,035	162,924
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)		494,647	455,933	496,273	589,446	592,409	414,873	478,389	357,636	337,035	312,924	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		188,094	183,691	176,262	146,573	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		374,516	365,715	352,370	347,157	385,127	442,521	494,075	565,064	641,289	728,996
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他		10,496	7,777	12,795	26,664	29,645	14,982	22,373	13,636	13,636	13,636
計 (F)		385,013	373,492	365,165	373,821	414,773	457,503	516,448	578,700	654,926	742,632	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)		2,712,878	2,385,270	2,100,122	1,950,627	1,847,368	1,679,695	1,570,456	1,437,819	1,325,785	1,237,861	

他会計繰入金

(単位：千円)

(単位：千円)

区 分		年 度	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
収 益 的 収 支 分			420,420	312,983	302,580	304,594	232,039	215,868	220,875	213,638	212,550	210,063
	うち 基 準 内 繰 入 金		226,396	204,033	187,687	161,963	141,718	139,110	136,805	137,542	137,031	136,619
	うち 基 準 外 繰 入 金		194,024	108,950	114,894	142,630	90,320	76,758	84,071	76,096	75,519	73,444
資 本 的 収 支 分			188,094	183,691	176,262	146,573	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962
	うち 基 準 内 繰 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金		188,094	183,691	176,262	146,573	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962
合 計		608,514	496,674	478,842	451,167	363,693	339,405	335,520	315,956	304,567	290,025	

